

仙台港背後地交流推進特区制度のご案内

復興特区制度にもとづき、仙台市が申請を行った「仙台港背後地交流推進特区」が平成25年4月12日に認定を受けたことに伴い、仙台港背後地の復興産業集積区域において、雇用機会の確保に寄与する事業を行う法人や個人事業者の方々が、税制上の特例措置の適用が受けられることになりました。

1. 対象事業

別添資料に記載する復興産業集積区域内において実施する次の(1)又は(2)の事業。

(1) 次の集積業種に該当する事業を営む法人または個人事業者が行う雇用機会の確保に寄与する事業（例：新たな設備投資や被災者等の雇用を維持した場合）

- ・ 58 飲食料品小売業
- ・ 60 その他の小売業（6099 他に分類されないその他の小売業であって、みやげ品を扱うものに限る。）
- ・ 76 飲食店（766 バー、キャバレー、ナイトクラブを除く。）
- ・ 82 その他の教育、学習支援業（8214 動物園、植物園、水族館のうち水族館に限る。）

※ ただし、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）の規定による規制の対象となる業種は除く。

(2) 水族館及び関連業種の用に供する建築物の建築及び賃貸をする事業

2. 税制上の特例措置

【国税】

《上記(1)の事業の場合》①②④：既存立地事業者及び新規立地新設事業者に適用可能

③：新規立地新設企業のみ適用可能

《上記(2)の事業の場合》①のみ適用可能

選択適用	①	機械や装置、建物などを取得した場合に、特別償却または税額控除ができます。				
	特別償却	～26年3月末	～28年3月末			
	機械装置	即時償却	50%			
	建物・構築物	25%				
		選択適用		税額控除	～26年3月末	～28年3月末
				機械装置	15%	
				建物・構築物	8%	
		（※）税額控除は法人税額の20%が限度。20%を超えた金額については、4年間の繰越控除が可能。				
	② 法人税特別控除	被災雇用者等に対する給与等支給額の10%を税額控除できます。（指定を受けた日から5年間） （※）税額控除は法人税額の20%が限度。				
	③ 新規立地促進税制	復興産業集積区域内に新設された法人が、指定後5年間無税になります。				
		新設法人の再投資等準備金積立額の 損金算入 （指定後5年間、所得金額を限度）		+	再投資した場合の 即時償却 （再投資等準備金残高を限度）	
		（※）その他、投資・雇用などの要件あり。10年経過後は、毎年度、準備金残高の1/10を益金に算入。				
	④ 研究開発税制	開発用資産を取得した場合に、特別償却および税額控除ができます。				
		研究用資産について 即時償却		+	開発研究用資産の即時償却した減価償却費の 12%を税額控除 （通常8～10%）	
		（※）上記3種の選択適用の特例と併せて適用可能。				

【地方税】（上記(1)(2)共通）

施設または設備の新設または増設をした場合に、施設等に係る下記の課税が免除になります。

課税免除

県税 ●事業税 ●不動産取得税

市税 ●固定資産税 ●都市計画税

（※）上記国税の特例のうち、特別償却/税額控除、新規立地促進税制もしくは研究開発税制のいずれかの特例に係る指定を受けた場合に限りです。

3. 手続き

税制上の特例措置を受けるには、特例措置に応じた指定申請書および指定事業者事業実施計画書を提出し、仙台市から指定を受ける必要があります。その後、各事業年度終了後に、復興推進事業に係る実施状況報告書を提出し、認定を受けた場合に、特例措置を受けることができます。

4. 申請窓口

仙台市総務企画局企画部プロジェクト企画課

住所：青葉区国分町三丁目7番1号 仙台市役所本庁舎3階

電話：022-214-1254 FAX：022-214-8037 e-mail：som001170@city.sendai.jp